

定例監査結果報告

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

財政局（税務部，納税部）

健康福祉局（総務課，地域福祉部，保健衛生部，保健所，衛生研究所）

環境局

各区役所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は、仙台市監査基準に従い、収入事務，支出事務，契約事務及び財産管理事務等に関し，合規性，正確性等の観点から，令和3年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，令和3年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和3年10月1日から令和4年2月2日まで

5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

(1) 現金出納員の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条の規定に基づき，出納員を置くこととされている。また，仙台市会計規則（昭和39年仙台市規則第18号）第3条の規定に基づき，直接収納する必要がある現金の収納事務及び収納した現金を指定金融機関等に払込むまでの保管事務を行う課においては，現金出納員を置くこととされている。

ところが，健康政策課においては，仙台市急患センター及び仙台市北部急患診療所設置の公衆電話料金について，上記事務を行っているにもかかわらず，現金出納員を置いていなかった。

現金の収納事務及び保管事務に当たっては，関係法令等に則り，適正に現金出納員を設置する必要がある。

（健康福祉局）

(2) 不適切な随意契約について

予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

ところが、松森工場においては、予定価格が 100 万円を超える令和 3 年度松森工場トラックスケール点検整備業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。

（環境局）